

司法面接支援室通信

2014年9月～2015年1月の行事報告 1

国際子ども虐待防止学会：the XXth ISPCAN

2014年9月14-17日 於：名古屋、名古屋国際会議場

各国の研究成果、福祉事情について学べる有意義な会議でした。私は、「倫理、法、政策」というセッションで、多機関連携と司法面接に関する意識調査について報告しましたが、同じセッションに、イスラエルのヤフダ先生がいらっしゃいました。かつて、ヤフダ先生が勤務されているワンストップセンターを訪ねたことがあります（2010年ニュースレター）。ヤフダ先生たちのご報告「子ども権利擁護センターのネットワークの形成」から、イスラエルの進展ぶりが伺えました。また、中日の午後を、以前研修を受けたことのあるミネソタ・コーナーハウスのルーカスミラー先生とご一緒しました。司法面接に関する実務やトレーニングについてお話を伺うことができ、これも成果でした。国や言葉を問わず子どもの安全を目指し、多くの人が研究し、仕事をしていることに励されました。

（文責：仲）

日本・韓国・台湾司法面接ラウンドテーブル

2014年9月20-21日 於：札幌、北海道大学

かねてから交流のある韓国ハリム大学のジョ先生（社会心理学）、台湾国立大学のテオ先生（発達心理学）をお招きし、日本、韓国、台湾の司法面接に関する制度やトレーニング、使用状況等について各国の事情や研究成果、意見を交換するラウンドテーブルをもらいました。共通項の多い文化・宗教的背景。NICHDプロトコルを用いているという共通点もあります。互いに学び助け合い、それぞれの特徴を活かしながら進めていくことの重要性を確認しました。

（文責：仲）

中国心理学会

2014年10月10-12日 於：中国、北京、国際会議中

日本心理学会、韓国心理学会、中国心理学会は、数年前から「三か国会議」をもちまわりで開いています。2014年は中国心理学会において、健康や安全を中心に6人の心理学者が報告しました。トピックは「中国の漢方（Guo先生）」「ストレスと幸福（津田先生）」「高齢化社会の課題（Kim先生）」「通文化的な自己強化（Cai先生）」「集団主義文化と健康（Choi先生）」「児童虐待と司法面接（仲）」と多岐に渡っています。パワーあふれる質疑に元気をもらい、アジアでの連携がますます重要だと感じました。

（文責：仲）

2014年9月～2015年1月の行事報告 2

中国・韓国・日本（三か国）法と心理学会

2014年10月17-19日 於：中国、北京、中国政法

本学会では、イギリスのブル教授やブライ教授らをはじめ、日本・中国・韓国の3ヶ国 の法と心理学に携わる研究者が集まり、「被疑者に対する尋問／面接法の研究と発展」（ブル教授）などの8つの講演と、「単語および無意味綴りを読み上げる日本人話者と韓国人話者に対する再認記憶」（杉野）など、大学院生による報告14件が行われました。法的側面および心理的側面から、犯罪に関わる場面についての議論が旺盛に行われました。また、各国で行われている面接の現状、面接法の発展、犯罪者の更正への介入法などについて、有益な情報交換が行われました。

（文責：杉野）

法と心理学会 第15回大会

10月25-26日 於：関西学院大学、上ヶ原キャンパス

本大会では、シンポジウム「手続二分論とその視点－法学と心理学からのアプローチ」（企画：龍谷大学・福島教授）がありました。このシンポジウムでは、大阪弁護士会・高見弁護士から、故杉田宗久判事による手続二分論（事実認定手続と量刑手続を分離すべきとする主張）的運用の実践内容が紹介されました。また、法学の立場から立命館大学・渕野教授、心理学の立場から慶應義塾大学・伊東教授の報告もなされました。その後、手続二分論の必要性やその実現可能性などについて、フロアを交えた活発な議論が行われました。

（文責：名畠）

第29回サンディエゴ 子ども・家庭虐待国際会議

2015年1月26-29日 於：米国、サンディエゴ、シェラトン・サンディエゴ・ホテル&マリーナ

この会議は、毎年1月にチャドウィック子ども病院によりサンディエゴで開かれています。福祉、司法、医療等の実務家・研究者が集い、講師が2時間の枠組みで、研究、スキル、アイディア等につき報告・話題提供を行います。司法面接のトピックも依然数が多く、「自由報告を得た後、面接をどう進めるか」「児童ポルノ事案における司法面接」「拡張司法面接法（面接を複数回繰り返す面接法）」「性のトラフィキング（売春）事案における司法面接」などのセッションがありました。また、「代理的被害（被虐待児等と関わる人が自分も精神的被害を受けてしまう）にどう対処するか」というトピックもあり、身につまされる思いできました。

（文責：仲）

2015年度6月司法面接研修の日程が決定いたしました。

詳細は下記URLをご参照ください。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/training/?r=254>



司法と福祉

新学術領域「法と人間科学」の司法と福祉班の先生方に様々なテーマでご執筆いただきます。



児童期の性虐待被害からの回復と〈時の壁〉

松本克美 教授（立命館大学大学院 法務研究科）

私の専門は民法学、とりわけ民事責任論と時効論で、「児童期の性的虐待被害者のレジリエンスを支援する時効法改革の提言」を研究しています。児童期に受けた性的虐待被害の影響は非常に深刻で、長期間にわたり被害者の心身に大きなダメージを与え続けることが近時の精神医学、臨床心理、脳科学の研究から明らかにされてきました。もちろん、そのような被害にあったことがすぐに発覚し、適切な心理療法等を受ければ影響はより少なくなり得るでしょう。しかし、被害を受けている児童が低年齢だと、自分が何をされているのかわからなかったり、特に自分の親や親族などが加害者であれば他の家族に打ち明けにくかったり、加害者から、しゃべったら「家族がばらばらになる」「自殺する」「殺す」などと脅されたりすると、児童は誰にもそのことを話すことができないまま自己の精神を抑圧し、大人になっても PTSD や抑うつ症状に苦しみ続けるという事態が生じ得ます。

このような被害から回復するために重要なことの一つとして、悪いのは自分ではなく加害者であることを自覚できるような精神状態になり、自分自身が本来持っているはずの回復力（レジリエンス）を活かせるようになることが指摘されています。そのようなレジリエンスとの関係で私が注目しているのは、被害者が加害者に対して民事責任に基づく損害賠償請求を起こす民事訴訟の意味です。社会秩序の維持に重点が置かれる刑事訴訟では、被害者はあくまで犯罪行為の対象であって裁判では脇役（或いは人的証拠）でしかありません。これに対し、民事訴訟では被害者が原告となって、侵害された自らの権利を回復する主体と

して、まさに主役を演じます。社会の秩序維持が目的なのではなく、加害者に対して自らの侵害された個人の尊厳の回復を直接問うのが民事訴訟なのです。

しかし、被害者が勇気を出して加害者に民事損害賠償訴訟を提訴する際に法的に大きな争点となるのが、不法行為の時から 20 年で損害賠償請求権を消滅させる民法の除斥期間、いわゆる「時の壁」の問題です。例えば、児童期に性的虐待被害を受けた被害者が、現在の様々な心身の不調（うつ症状、不眠症、自殺念慮など）の原因が過去の性的虐待被害にあることが専門医などの診断により明らかになり、加害者を提訴しようとするとき。このとき、もし性的虐待被害の発生が 20 年以上前であった場合、このような硬直的な除斥期間論を、不法行為の時とは児童期の性的虐待が行われた時だと形式的にあてはめ、「時が経過したから被害者の権利は消滅した」などと一刀両断で判断すれば、勇気を振り絞って提訴した被害者にとってはまさに二次被害となり、本人の回復力を著しく阻害することになってしまいます。

そこで私の研究では、昨年、児童期の性的虐待被害については満 21 歳になるまで損害賠償請求権の時効は停止し、其れ以後 30 年間は時効が完成しないとする画期的な時効法改革を行ったドイツや、児童期の性的虐待問題に対し被害者支援のための心理的サポートや法制度を含めて日本よりも先進的な取組をしている韓国の調査などもふまえながら、事態に即した時効法の在り方を提言したいと考えています。

研究通信

支援室の室員や仲研究室の院生を中心に司法面接に関連する学術研究をご紹介します。

目撃時のストレスと面接者の態度が子どもの目撃証言に与える影響

Stress, Interviewer Support, and Children's Eyewitness Identification Accuracy.

Rush, E. B., Quas, J. A., Yim, I. S., Nikolayev, M., Clark, S. E., & Larson, R. P. (2013). *Child development*. 1-14.

担当：長瀬 由香理（北海道大学大学院 文学研究科 修士2年）

子どもの証言能力に影響を与える要因として、(1)目撃時のストレス、(2)面接中の面接者の態度が挙げられます。本研究では、これら要因の相互作用が子どもの証言の正確さにどう影響を及ぼすのか検証します。また、この影響が学童期と思春期の子どもでどう異なるのか、合わせて調べました。

実験

7-8歳78人(学童期群)、12-14歳81人(思春期群)の計159人が参加しました。

セッション1(テストフェーズ)

参加者は、高ストレス群(分析に用いるため実験の様子を録画すると言われ、実験者は無表情)あるいは低ストレス群(バックアップのために実験の様子を録画すると言われ、実験者の態度は親和的)のいずれかに無作為に分けられました。そして男女2人(実験者)の前で、自己紹介と暗算問題で構成されるTSST-Mというストレステストを受けました。

セッション2(人物識別フェーズ)

セッション2はセッション1の約2週間後に行われました。参加者は面接官の態度によって、さらに高親近群(面接官はアイコンタクトをとる、笑顔、自分から自己紹介する)または低親近群(アイコンタクトなし、無表情、名乗らない)のいずれかに振り分けられました。両群とも、セッション1での活動内容を報告したあと、セッション1の男性実験者(ターゲット)が誰であったか、それぞれ別の人物を含んだ複数の写真セット(ラインナップ)を1枚ずつ提示して、その中から選ばせました。

結果

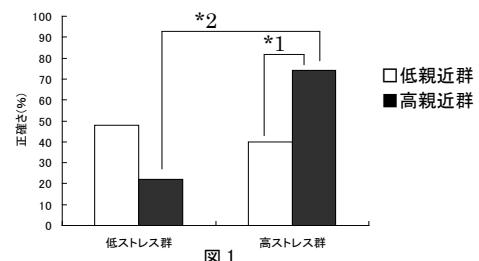
最終的に参加者は表1のように分けられました。ターゲットを正しく選択できているか(ターゲット不在の場合は「いない」、存在する場合は「いる」と回答する率)調べました。ターゲット有のライン

(単位:人)	セッション1 ストレス状態	セッション2		
		面接官の態度	人物識別 ターゲット有	人物識別 ターゲット無
学童期群	高ストレス群	低親近群	10	8
		高親近群	11	10
	低ストレス群	低親近群	9	11
		高親近群	10	9
思春期群	高ストレス群	低親近群	10	10
		高親近群	11	10
	低ストレス群	低親近群	11	9
		高親近群	11	9

表1

ナップでは、年齢、ストレス状態、面接官の態度によって正答率に違いは見られませんでした。一方、ターゲット無のラインナップでは、思春期の子どもは学童期の子どもよりも「(ターゲットは)いない」と正しく答えることができました。また、セッション1でストレス状態が高い場合、セッション2での面接官の態度が高親近の方が、低親近よりもターゲットの在・不在を正しく答えられました(図1、*1)。

しかし、セッション2の面接官の態度が高親近でも、セッション1でのストレス状態の低い方



が、高ストレス状態よりも正答率が低いという結果になりました(図1、*2)。

まとめ

目撃時にストレスを受けることで、不安や緊張が引き起こされ、出来事をうまく想起することが難しくなります。しかし、面接者の親しみやすい態度により、想起が促されるということが本研究でわかりました。しかし、面接者の親しみやすい態度が必ずしも良い効果をもたらすわけではありませんでした。目撃時に大きなストレスを受けた場合、面接者の親しみやすさが子どもの証言の正確性を下げる可能性があることが今回の研究で示唆されました。